

福岡県公安委員会活動状況

<定例会の主な議題及び要旨>

令和3年2月25日（木）

【報告事項】

1 風営法違反事件被疑者の逮捕について

（暴力団対策部）

警察本部から「博多警察署及び暴力団犯罪捜査課は、福岡県公安委員会から風俗営業の許可を受けずに、福岡市博多区において社交飲食店を無許可で営業した無許可営業について、2月18日、道仁会傘下組織組長ほか1人を逮捕した。また、同組長に対して自己の名義を使用して同飲食店を営むことを承諾し、営業をさせた名義貸しについて、同日、福岡市博多区居住の男性を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「暴力団幹部自らが資金獲得のために犯罪を敢行するのは特異ではないのか。」旨の発言があり、警察本部から「暴力団幹部も組織に上納金を納める必要があり、幹部が組員から上納金を集めると同時に、自らが資金獲得のための活動を活発に行っているのが現状である。」旨の説明があった。

公安委員から「本件の飲食店には福岡県暴力団排除条例に基づく暴力団員立入禁止標章が掲示されており、標章制度自体の信頼性を揺るがせるものである。繁華街の安全・安心を確保するためにも、風俗営業店からの暴力団排除の徹底をお願いする。」旨の発言があり、警察本部から「標章掲示の申出者には、暴力団員ではない旨の誓約書を徴するなどの対策を講じているが、本件を踏まえ、標章制度を実効あるものとするために、より一層対策を徹底していく。」旨の説明があった。

公安委員から「他の飲食店についても、本件のように名義貸しにより暴力団が実質的に営業し、営業利益が資金源となっている可能性が考えられることから、許認可業務の申請に対する十分な調査と今後とも資金源対策の強化をお願いする。」旨の発言があり、警察本部から「許認可の申請者に対する十分な調査を行うことはもとより、背後に暴力団が存在していないかを慎重に見極めていくとともに、情報収集を強化し、道仁会を始めとする暴力団の資金源捜査の徹底に努めていく。」旨の説明があった。

【その他の報告事項】

- 警察本部から「西警察署は、妊娠していた交際女性に対し、偽って中絶薬を飲ませて中絶させようとした不同意堕胎未遂事件について、2月22日、福岡市西区居住の21歳の男性を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「本件は偽って中絶薬を飲ませるという卑劣な犯罪であることから、今後、徹底した捜査を行い、本件の全容解明を図ってもらいたい。」旨の発言があった。